



成田市消防本部告示第2号

成田市火災予防条例（昭和36年条例第22号）第42条の2第1項に規定する、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件について、次のとおり告示する。

令和5年10月11日

成田市消防長 青野 穂一印



成田市火災予防条例（昭和36年条例第22号）第42条の2第1項に規定する、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件については、次の各号いずれにも該当するものとするものとする。

- (1) 大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催するもので、一日あたりの人出予想が10万人以上ある屋外催し
- (2) 露店等が100店以上出店する屋外催し